1. 教職員の定数

現在、学級編制については、1学級40人を標準としていますが、県教委ごとに特に必要があると認めた場合は、40人未満の少人数学級編制も可能です。

定数法における「生徒収容定員」数は、実際に在籍している生徒数ではなく入学定員をさしていますから、生 徒収容定員の40人を、これまでの1学級と換算して考えることができます。

標準定数は、原則として定数法第9条~第21条によって算定された数の合計となり、さらに、定数法施行令による加算(政令加算)が加えられます。

2. 高等学校の定数

(1) 校長・副校長・教頭

	TA TAX					
校 長	副校長・教頭					
学校数×1	全日制課程 定時制課程					
	生徒収容定員 201 人以上 課程数×1					
	複数配置基準					
	大学科複数設置課程 生徒収容定員 681 人以上					
	大学科複数設置課程以外 生徒収容定員 921 人以上					
	通信制課程 課程数×1					

(2) 教諭等(教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師)

① 定数法に基づく標準定数(定数法第9条)

全日制

主口利							
	生徒収容定員		算定基準				
	40 人以下	生徒数 ÷ 8					
	41 人から 80 人	生徒数 ÷ 11.4					
	81 人から 120 人	生徒数 ÷ 15					
	121 人から 240 人		生徒数 ÷ 16				
	241 人から 280 人		生徒数 ÷ 16.4				
	281 人から 400 人		生徒数 ÷ 17.1				
1	401 人から 520 人		生徒数 ÷ 17.7				
	521 人から 640 人		生徒数 ÷ 18.2				
	641 人から 760 人	生徒数 ÷ 18.9					
	761 人から 880 人	生徒数 ÷ 19.5					
	881 人から 1000 人	生徒数 ÷ 20					
	1001 人から 1120 人	生徒数 ÷ 20.5					
	1121 人以上	生徒数 ÷ 21					
	習熟度別指導 少人数指導	321 人から 560 人	課程数 × 1				
		561 人から 680 人	課程数 × 2				
2		681 人から 1040 人	課程数 × 3				
		1041 人から 1160 人	課程数 × 4				
		1161 人以上	課程数 × 5				
3	生徒指導担当	681 人から 1040 人	課程数 × 1				
	工体组会证司	1041 人以上	課程数 × 2				
	農業に関する学科	200 人以下	学科数 × 1				
4	水産に関する学科	200 人以上	学科数 × 1+2				
4	工光),明十一、兴利	200 人以下	学科数 × 2+1				
	工業に関する学科	201 人から 920 人	学科数 × 2+2				

		921 人以上	学科数 × 2+3
		41 人から 200 人	課程数 ×1
	商業又は家庭に関する学科	201 人から 320 人	課程数 × 3
5		321 人から 680 人	課程数 × 4
		681 人から 1160 人	課程数 × 5
		1161 人以上	課程数 × 6
6	寄宿生が 51 人以上の寄宿生を置く学校	交	学校数×1

定時制

疋呀	ניקו		
	生徒収容定員		算定基準
	40 人以下	生徒数 ÷ 8	
	41 人から 80 人	生徒数 ÷ 11.4	
	81 人から 120 人		生徒数 ÷ 15
	121 人から 240 人		生徒数 ÷ 18.5
	241 人から 280 人		生徒数 ÷ 19.3
1	281 人から 440 人		生徒数 ÷ 20.7
	441 人から 600 人		生徒数 ÷ 22.2
	601 人から 760 人		生徒数 ÷ 23.5
	761 人から 920 人		生徒数 ÷ 24.7
	921 人から 1080 人		生徒数 ÷ 25.8
	1081 人以上	生徒数 ÷ 26.7	
2	少人数指導	441 人から 920 人	課程数 × 1
	夕八数11号	921 人以上	課程数 × 2
3	生徒指導担当	441 人以上	課程数 × 1
	農業に関する学科	280 人以下	学科数 × 1
4	水産に関する学科	281 人以上	学科数 × 1+1
4	工光),明十、7 兴利	280 人以下	学科数 × 2
	工業に関する学科	281 人以上	学科数 × 2+1
		121 人から 240 人	課程数 × 1
		241 人から 280 人	課程数 × 2
5	商業・家庭に関する学科	281 人から 440 人	課程数 × 3
		441 人から 1080 人	課程数 × 4
		10811 人以上	課程数 × 5
6	寄宿生が 51 人以上の寄宿生を置く学校	ž	学校数×1

通信制

H 173						
生徒収容定員	算定基準					
1人から 600人		生徒数 ÷ 46.2				
601 人から 1200 人		生徒数 ÷ 66.7				
1201 人以上	生徒数 ÷ 100					
	1041 人から 1160 人	課程数 × 4				
通信制大規模校加配	1161 人以上	課程数 × 5				
	681 人から 1040 人	課程数 × 1				
生徒指導担当	1人以下	課程数 × 1				
	生徒収容定員 1人から 600 人 601 人から 1200 人 1201 人以上 通信制大規模校加配	生徒収容定員1 人から 600 人601 人から 1200 人1201 人以上通信制大規模校加配1041 人から 1160 人1161 人以上681 人から 1040 人				

② 定数法施行令に基づく加算定数 (施行令第3条)

全日制

	生徒収容定員等	算定基準	
1	農業・水産・工業に関する学科	321 人以上	学科数×1 +(生徒収容定員-321)/120

2	農業に関する学科	農業経営者の育成を 目的とし、当該学科 の生徒に対し半年以	課程数×2+寄宿舎数×1	
		上の宿泊を伴う教育 を行っていること。	+2年以上の宿泊教育を行う課程数	
	商業に関する学科	情報処理に係る学科	課程数 × 2	
		40 人以下	課程数 × 2	
		41 人から 200 人	課程数 × 3	
	情報に関する学科	201 人から 320 人	課程数 × 5	
	1月牧に関9 分子件	321 人から 680 人	課程数 × 6	
		681 人から 1160 人	課程数 × 7	
		1161 人以上	課程数 × 8	
	美術・音楽・体育に関する学科		生徒収容定員/40 × 2/3	
	理数・外国語・国際関係に関する学科		課程数×2	
9	在数 / 四面 国际风景区内 / 3 丁州		+(生徒収容定員-201)/120	
3		320 人以下	課程数 × 4	
	衛生看護に関する学科	321 人から 440 人	課程数 × 9	
		441 人以上	課程数 × 11	
		41 人から 200 人	課程数 × 1	
		201 人から 320 人	課程数 × 3	
	福祉に関する学科	321 人から 680 人	課程数 × 4	
		681 人から 1160 人	課程数 × 5	
		1161 人以上	課程数 × 6	
	総合学科		生徒収容定員を考慮して文部 科学大臣が定める数	

定時制

	生徒収容定員等	算定基準	
1	農業・水産・工業に関する学科	321 人以上	学科数×1 +(生徒収容定員-321)/120
2	農業に関する学科	農業経営者の育成を 目的とし、当該学科 の生徒に対し半年以 上の宿泊を伴う教育 を行っていること。	課程数×2+寄宿舎数×1 +2年以上の宿泊教育 を行う課程数
	商業に関する学科	情報処理に係る学科	課程数 × 2
		120 人以下	課程数 × 2
		121 人から 280 人	課程数 × 4
	情報に関する学科	281 人から 440 人	課程数 × 5
		441 人から 1080 人	課程数 × 6
3		1081 人以上	課程数 × 8
	美術・音楽・体育に関する学科	生徒収容定員/40 × 2/3	
	理数・外国語・国際関係に関する学科	321 人以上	課程数×2 +(生徒収容定員-201)/120
		320 人以下	課程数 × 4
	衛生看護に関する学科		課程数 × 9
		440 人以上	課程数 × 11

		121 人から 200 人	課程数 × 1
	福祉に関する学科	201 人から 280 人	課程数 × 2
		281 人から 440 人	課程数 × 3
		441 人から 1080 人	課程数 × 4
		1081 人以上	課程数 × 5
	総合学科		生徒収容定員を考慮して文部 科学大臣が定める数

(3) 養護教諭·養護助教諭(全日制課程·定時制課程)

① 定数法に基づく標準定数(定数法第10条)

		生徒収	算定基準	
1	全日制本校	81 人~800 人	定時制 121 人~800 人	課程数 × 1
2	全日制本校	801 人以定時制	定時制 801 人以上	課程数 × 2

(4) 実習教諭(全日制課程・定時制課程)

① 定数法に基づく標準定数(定数法第11条)

	生徒収容定員	算定基準	
1	201 人から 960 人	課程数 × 1	
1	961 人以上	課程数 × 2	
	農業・水産に関する学科	680 人以下	学科数 × 2
		681 人以上	学科数 × 2+1
2	 工業に関する学科	680 人以下	学科数 × 2+1
	工業に関りる子科	681 人以上	学科数 × 2+2
	商業・家庭に関する学科	561 人以上	課程数 × 1

② 定数法施行令に基づく加算定数(施行令第3条)

	生徒収容定員等					算定基準
1	農業・水産・工業に関する学科			321 人以上	学科数×1 +(生徒収	又容定員-201)/120
		妇女长 凯	532. 230 m ² ∼6	91.899 ㎡の施設	施設数 ×	1
		飼育施設	691.899 ㎡を起	習える施設	施設数 ×	2
	農業に	温室	829. 750 m ² ~1	078.675 ㎡の施設	施設数 ×	1
	関する学科	血 主	1078.675 ㎡を	超える施設	施設数 ×	2
		農業経営者	の育成を目的と	とし、当該学科の生徒	課程数×	2
2	に対し半年		以上の宿泊を伴う教育を行う場合		TRT 上	
	工業に	実習施設1642.980 ㎡~2135.874 ㎡を		2135.874 ㎡の施設	施設数 ×	1
	関する学科			超える施設	施設数 ×	2
	水産に関する学科		総トン数 150	トンを超える船舶	船舶数 ×	1
	商業に	桂却加加		80 人以下	課程数 ×	1
	関する学科	情報処理		80 人以上	課程数 ×	2
			80 人以下	課程数 ×	1	
3	情報に関する	5学科		81 人から 560 人	課程数 ×	2
				561 人以上	課程数 ×	3

	理数に関する学科	320 人以下	課程数 × 2
		321 人以上	課程数×2
			+(生徒収容定員-201)/120
		320 人以下	課程数 × 2
	衛生看護に関する学科	321 人から 440 人	課程数 × 3
		441 人以上	課程数 × 4
	福祉に関する学科	121 人から 200 人	課程数 × 1
		201 人から 280 人	課程数 × 2
		281 人から 440 人	課程数 × 3
		441 人から 1080 人	課程数 × 4
		1081 人以上	課程数 × 5
	総合学科		生徒収容定員を考慮して文部 科学大臣が定める数

(5) 事務職員

① 定数法に基づく標準定数 (定数法第12条)

	生徒収容定員等		算定基準
1			課程数×1 +(生徒収容定員-200)/360
2	全日制課程 定時制課程	生徒収容定員が 441 人以上	課程数 × 1+1
3		農業・水産・工業で学科の 収容定 員が 201 人以上のもの	課程数 × 2
4	通信制課程		生徒収容定員 ÷ 400

3. 特別支援学校の定数

(1) <u>校長・副校長・</u>教頭

校 長	副校長・教頭
	高等部のみを置く場合 6 学級以上 課程数×1
	複数配置基準
学校数×1	小・中・高等部あわせて 27 学級以上
	(小・中学部のみは除く)

(2) 教諭(教頭・教諭・助教諭・講師)

① 定数法に基づく標準定数 (定数法第17条)

	算定基準		
1	特別支援学校高等部		学級数×2
	生徒指導担当	高等部6~17学級	高等部数×1
2		高等部 18 学級以上	高等部数×2
	専門教育を 主とする学科	普通科と専門学科を置く高等部	専門学科数×2 +高等部数×2
3		普通科のみを置く高等部	高等部数×2+1

		専門学科のみを置く高等部	専門学科数×2 +高等部数×1
	自立活動担当教員	盲学校・ろう学校	学校数×1+(学級数-3)/6
		特別支援学校(知的障害者)	学校数×1+(学級数-3)/6
$\begin{vmatrix} 4 \end{vmatrix}$		特別支援学校(肢体不自由者)	学校数×3+(学級数-3)/6
		特別支援学校 (病弱者)	学校数×1+(学級数-3)/6
	寄宿舎を置く学校	寄宿舎生 80 人以下	学校数 × 2
5		寄宿舎生 81 人~200 人	学校数 × 3
		寄宿舎生 201 人以上	学校数 × 4

② 定数法施行令に基づく加算定数 (施行令第3条)

		算定基準					
	1	もう	保健理療に関する学科	学科数×1			
		ろう	産業工芸・被服・理容 又は美容に 関する学科	学科数×2			
		特別支援学校	普通教育に関する学科	学科数 × 4			

(3) 養護教諭・養護助教諭

① 定数法に基づく標準定数(定数法第18条)

_	,-	AND THE PROPERTY OF STATE OF S				
	算定基準					
Ī	1	小中高等部をあわせた生徒数	60 人以下	1		
	1	(小中学部のみは除く)	61 人以上	2		

(4) 実習教諭

① 定数法に基づく標準定数 (定数法第19条)

	算定基準		
	専門教育を主とする学科	学科数 × 1	
1	特別支援学校高等部	高等部数 × 2	
	(専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。)	同守叩奴 八 乙	

(5) 寄宿舎教師

① 定数法に基づく標準定数(定数法第20条)

		算定基準		
	-	肢体不自由者である寄宿舎を置く特別支援学校	寄宿舎生数/3	
	1	肢体不自由者以外の寄宿舎を置く特別支援学校	寄宿舎生数/5	

(6) 事務職員

① 定数法に基づく標準定数 (定数法第21条)

	算定基準	
1		高等部数 × 2

4. 事務職員・学校司書の県単定員配当基準

1973 年、私たち高教組がすすめてきた保護者負担軽減のとりくみの中で、これまで団体費等の私費で雇用されていた学校司書や現業職員を県費に切り替えさせることを対県交渉によって勝ち取りました。それを機に、円滑な教育条件整備と学校運営の向上のために置かれたのがこの県単配置基準です。

基準	職種	事 務 職 員		計
基		事 務	学校司書	HI
八长	5 学級以下	1		2
分校	6 学級以上	1		3
	6~17 学級	1	1	4
全 日	18 学級以上	1	1	5

[※]県立学校の事務補佐員の業務見直しに伴う人材活用により、 2008年4月1日から県立学校の事務補佐員の職は原則 廃止。